

特定施設入居者生活介護の概要

(現行の基準・報酬)

1 法律根拠（介護保険法第7条第16項）

『「特定施設入所者生活介護」とは、有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設（以下この項において「特定施設」という。）に入所している要介護者等について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。』

2 対象となる施設

- ・有料老人ホーム
- ・軽費老人ホーム（ケアハウス）（介護保険法施行規則第15条による）
『法第7条第16項の厚生労働省令で定める施設は、軽費老人ホームとする。』

3 人員基準

管理者	1人配置 [兼務可]
生活相談員	(要支援者+要介護者) : 生活相談員 = 100 : 1
看護職員 介護職員	要支援者 : (看護職員+介護職員) = 10 : 1 要介護者 : (看護職員+介護職員) = 3 : 1 ただし看護職員は(要支援者+要介護者)が30人までは1人 30人を超える場合は、50人ごとに1人
機能訓練指導員	1人以上配置 [兼務可]
計画作成担当者	介護支援専門員 ※ 1人以上配置 [兼務可] ただし、(要支援者+要介護者) : 計画作成担当者100:1を標準

※ 平成16年4月1日に現に存する事業所については、平成18年3月31日までの間は、介護サービス計画等の作成に関し実務経験を有すると認められる者を充当可能。

4 設備基準

①介護居室

- ・個室又は4人部屋以下
- ・プライバシーの保護に配慮、介護を行える適当な広さ
- ・地階に設けない
- ・一つ以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設置

②一時介護室

- ・介護を行うために適当な広さ

③浴室

- ・身体の不自由な者が入浴するのに適したもの

④便所

- ・居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備える

⑤食堂、機能訓練室、

- ・機能を十分に発揮し得る適当な広さ

⑥施設全体

- ・利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造

5 運営基準（主なもの）

給付の確認	有料老人ホームでは、現物給付（法定代理受領サービス）は利用者の同意が条件であることを説明し、意志を確認する（軽費老人ホームでは、手続を経ることなく現物給付化）
利用料等の受領	①利用料の一部として費用基準額から現物給付額を控除した額の支払をうける。 ②償還払いの場合、利用料と基準額の間不合理な差額が生じないようにする。 ③利用者が選定した介護等の日常生活上の便宜の費用の支払をうけられる。 ④おむつ代、その他の日常生活費の支払をうけられる。
身体的拘束の禁止	①利用料や他の利用者等の生命・身体を保護するために緊急やむをえない場合を除いて、身体的拘束など利用者の行動を制限する行為を行うことはできない。行う場合には、その態様・時間、利用者の心身の状況と緊急やむを得ない理由を記録する。 ②運営規定で、身体的拘束等を行う手続について定めておくことが望ましい。
特定施設サービス計画の作成	①計画作成担当者は、利用料・家族の希望やアセスメントにもとづき、サービスの目標・達成時期等を盛り込んだ原案を作成する（保険給付対象外のサービスも含める）。 ②原案を利用者または家族に対して説明し、利用者の同意を得たうえで利用者に交付する。
介護	入浴が困難な利用者に1週間に2回以上入浴か清拭を行うほか、利用者の食事・離床・着替え・整容等の日常生活の世話を適切に行う。
協力医療機関等	利用者の病状の急変等に対応するため、あらかじめ協力医療機関を定めておくほか協力歯科医療機関を定めておくよう努める。

6 他のサービスの利用

利用者が特定施設入所者生活介護を受けている間は、居宅療養管理指導を除き、他の在宅サービスについては保険給付の対象外となる。ただし、必要な場合には事業者（有料老人ホーム等）が費用を負担することにより、他の事業者が行う居宅サービスをうけさせることは可能。

また、入所者が特定施設入所者生活介護に代えて、他の事業者の介護サービスを利用する場合は、特定施設入所者生活介護の事業者はこれを妨げることはできない。

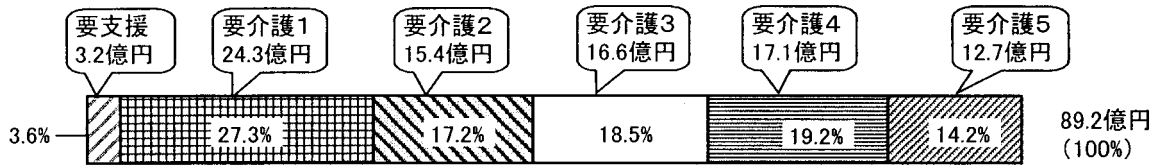
7 特定施設入所者生活介護の介護報酬

要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
238単位	549単位	616単位	683単位	750単位	818単位

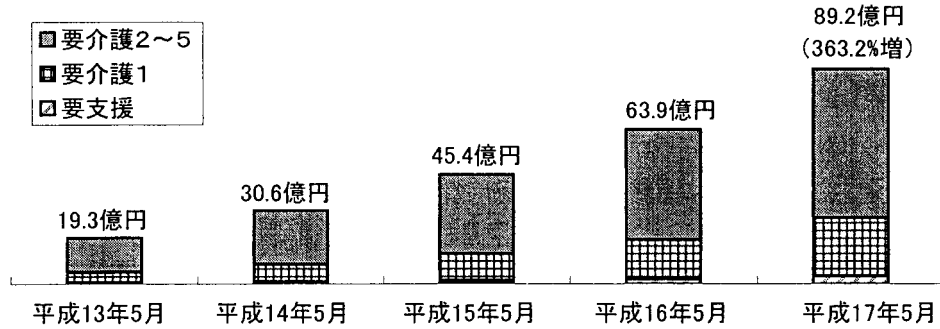
※1単位の単価はサービスの種類・地域により異なる。
（10円～10,72円：10円が基本）

特定施設入居者生活介護

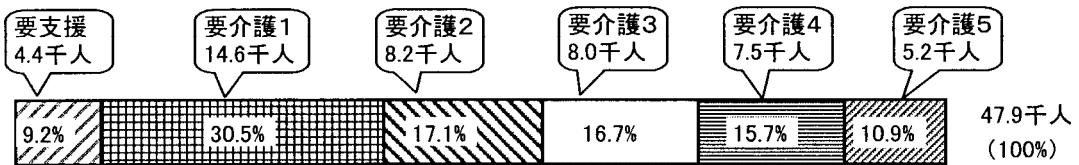
(費用の状況)



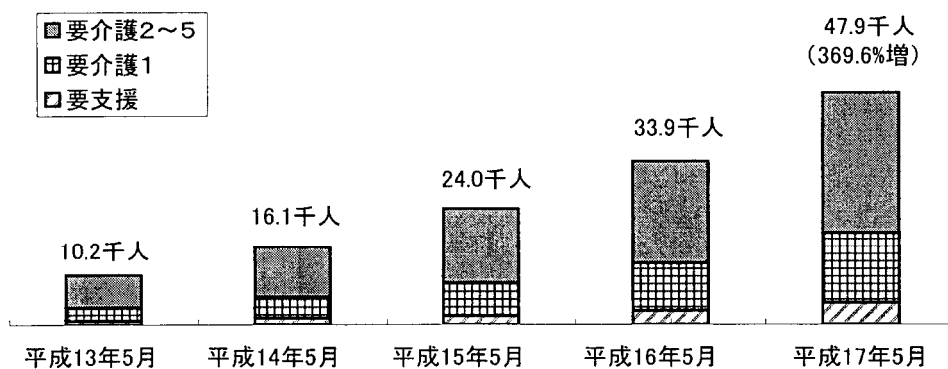
(費用の推移)



(受給者の状況)



(受給者の推移)

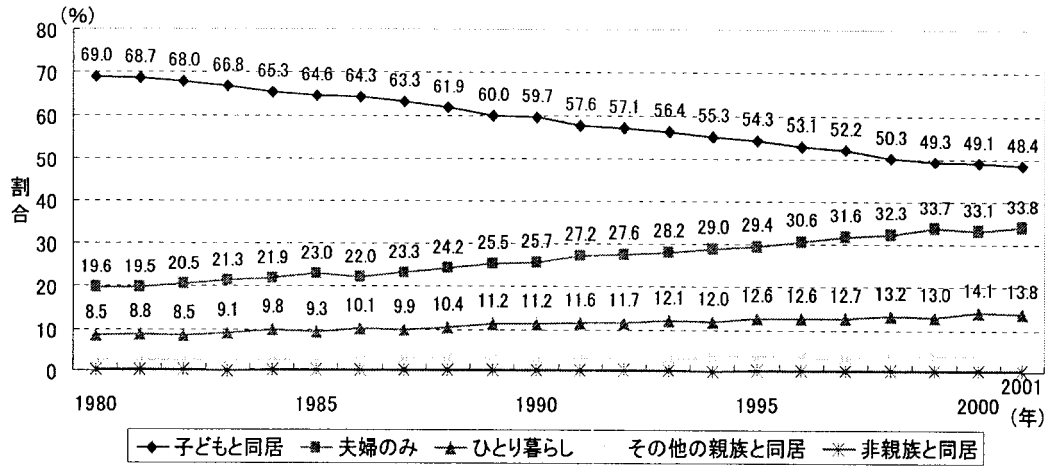


	請求事業所数	件数 (単位:千件)	実日数 (単位:千日)	単位数 (単位:千単位)	費用額 (単位:百万円)
15.5	589	24	702	438,492	4,539
16.5	871	34	990	617,544	6,389
17.5	1,313	48	1,401	863,042	8,917

(出典:介護給付費実態調査平成17年6月審査分)

今後の高齢者世帯の増加

家族形態別にみた高齢者の割合の推移



(出典:厚生労働省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」(1985年以前)及び「国民生活基礎調査」(1986年以降))
 (注)1995年は兵庫県を除いたもの。

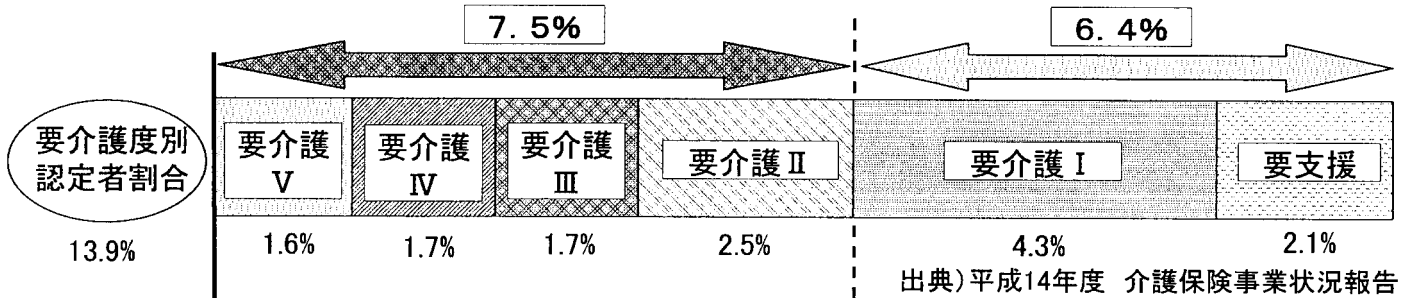
世帯主が高齢者である世帯数の将来推計

(単位:万世帯)

	2005 (平成17年)	2010 (平成22年)	2015 (平成27年)	2020 (平成32年)	2025 (平成37年)
夫婦のみ世帯	469	542	614	631	609
ひとり暮らし世帯	386	471	566	635	680

(出典)国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」(平成15年)

65歳以上人口に占める認定者数、 各国の介護施設・ケア付き高齢者住宅の割合



○各国の高齢者の居住状況(定員の比率)

日本 (2002)	介護保険3施設 (3.2%)	※ (0.8%)	【4.0%】
英国 (1984)	老人ホーム (3.0%)	リタイアメント・ハウジング (5.0%)	【8.0%】
スウェーデン (1990)	老人ホーム (3.0%)	サービス・ハウス (5.6%)	【8.6%】
デンマーク (1989)	老人ホーム(プライエム) (5.0%)	サービス付高齢者住宅・高齢者住宅(3.7%)	【8.7%】
米国 (1992)	ナーシング・ホーム (5.0%)	リタイアメント・ハウジング (5.0%)	【10.0%】

※シルバーハウジング、高齢者向け優良賃貸住宅、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、グループホーム

出典)「世界の高齢者住宅」園田真理子氏(日本建築センター)

介護保険制度改革における居住系サービスの見直しの内容

ケア付き居住施設の充実

高齢期の住み替えニーズの拡大

- (背景)・高齢者の一人暮らし又は夫婦のみの世帯の増加から日常生活面での困難や不安
- ・家屋の構造が要介護者の生活に適さない
 - ・高齢者のライフスタイルの多様化



高齢者が安心して住める「住まい」への住み替え

- (自宅、施設以外の新しい「住まい」)
- (要件)・バリアフリー、住まいにふさわしい居住水準・住み続けの保障
- ・安心のための生活支援サービス
 - ・「早めの住み替え」、「要介護状態になってからの住み替え」各々の形態に対応した多様な介護サービス提供

居住系サービスの拡充

①特定施設の対象の拡大

※現行は有料老人ホームとケアハウスのみ

→左記の要件を満たす「住まい」にまで対象を拡大(省令予定事項)

②介護サービス提供形態の多様化

※現行は特定施設の職員により介護サービスを提供

→外部の介護サービス事業者との提携によるサービス提供も可能とする(基準・報酬予定事項)

有料老人ホームの見直し

—入居者の保護を目的とした定義等の見直し—

<現行の定義等>

- 常時10人以上の老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設で老人福祉施設でないもの
- 都道府県への事前届出が義務
- 都道府県は調査権を持ち、入居者の処遇に問題があるとき等は改善命令等の措置



<現状と課題>

- 入居者保護の必要性に人数による相違はない
- 外食・配食産業の進展により、食事の提供の外部化が相当程度可能
- あえて定義にあてはまらないよう、食事を提供せず、介護の提供は行う事業者が存在
- 一時金について、用途に関する情報や倒産等の場合の備えが不足

見直し内容

<定義>

- 人数要件の廃止
- 提供サービス要件の見直し
→食事の提供、介護の提供等のいずれかのサービスを行う施設を対象
- サービスの提供を、委託で行う場合、将来においてサービス提供を約束する場合を対象とすることを明確化

<入居者保護の充実>

- 帳簿保存、情報開示義務化
- 倒産等の場合に備えた一時金保全措置の義務化※
- 都道府県の立入検査権付与改善命令の際の公表

※経過措置あり

高齢者専用賃貸住宅の登録制度について

1. 目的

高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号/以下、「高齢者居住法」という。)の高齢者円滑入居賃貸住宅は、都道府県に登録の上、その情報を広く高齢者に提供する制度である。このうち、専ら高齢者世帯へ賃貸する住宅について、より詳細な事項を登録し、登録事項を一元的に情報提供する仕組みを構築することにより、入居後のトラブルを防止し、一般的に契約上不利な立場にある高齢者の居住の安定の確保を図ることとする。

ただし、この制度の対象は、建物賃貸借契約を結ぶ住宅であり、利用権契約を結んでいるものについては、対象にならない。

2. 内容

(1) 高齢者専用賃貸住宅の都道府県知事への登録

専ら高齢者単身・夫婦世帯を対象とする賃貸住宅(以下「高齢者専用賃貸住宅」という。)について、当該住宅を構成する建築物ごとに都道府県知事の登録を受けることができる。

(2) 登録内容

- ・賃貸人等の氏名及び住所 ・賃貸住宅の位置 ・賃貸住宅の戸数
- ・賃貸住宅の規模
- ・賃貸住宅の構造及び設備(バリアフリー内容)
- ・賃貸住宅の家賃、共益費の概算額 ・空室の有無
- ・入浴、食事等の日常生活に係るサービスの提供の有無
- ・共用部分における居間、食堂、浴室等の有無
- ・前払家賃の概算額及び保全措置の内容 等

(3) 高齢者専用賃貸住宅への規制等

- ・登録の拒否(登録の申請者の欠格事項等)
- ・変更の登録(登録事項の変更があったときの変更の登録の申請)
- ・登録簿の閲覧(都道府県知事による登録簿の閲覧)
- ・遵守事項(高齢者であることを理由として賃貸の条件を著しく不当なものとしてはならない)
- ・家賃債務保証(高齢者居住支援センターによる債務保証)
- ・助言又は指導(都道府県知事は基本方針を勘案して住宅の管理に関して必要な助言又は指導が可能)
- ・登録事項の訂正(都道府県知事による虚偽に対する訂正の指示、登録事項の変更の場合の変更登録の申請の指示)
- ・登録の取り消し(登録事項の訂正、変更登録の申請の指示に従わない場合の登録の取り消しが可能) 等

※「高齢者向け優良賃貸住宅」(いわゆる高優賃)は、高齢者専用賃貸住宅に含まれる。

第3期介護保険事業計画の策定に当たっての考え方

○基本的な考え方

【今後の高齢者介護の基本的な方向性】

① 介護予防の推進

要介護状態になる前の段階から要支援や要介護1程度まで、継続的・効果的な介護予防サービス（地域支援事業（仮称）・新予防給付）を行い、生活機能の低下を予防

② 地域ケアの推進と施設サービスの見直し

- ・ 認知症高齢者が増大する中、住み慣れた地域での生活継続が重要
- ・ 施設の居住環境について個室・ユニットケアを進めるとともに、重度者への重点化を推進
- ・ 高齢者単身世帯の増加や都市の高齢化の進行に対応した、多様な「住まい」の普及の推進



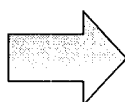
- 2015年（平成27年）に向けてこの方向性を推進していくため、3期先の計画（～平成26年度）を見据えた目標を設定
- 各市町村は、この目標達成に向けた第3期介護保険事業計画（～平成20年度）を作成

地域ケアの推進と施設サービスの見直し

○介護保険3施設及び介護専用の居住系サービスの適正な整備

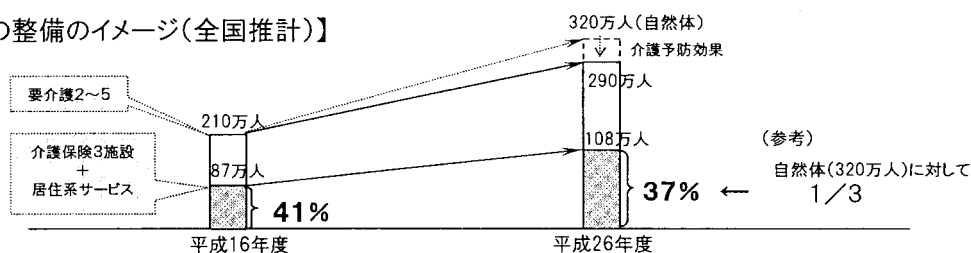
（※）介護専用の居住系サービス：認知症高齢者グループホーム・特定施設の一部（介護専用型の有料老人ホーム）を想定

平成16年度
要介護認定者数（要介護2～5）に対する
施設・居住系サービス利用者の割合は41%



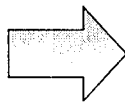
平成26年度
37%以下
（平成16年度よりも1割引下げ）

【これからの整備のイメージ(全国推計)】



○多様な「住まい」の普及の推進

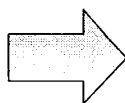
- ・ 高齢者単身世帯の増加
- ・ 都市部の高齢化の急速な進行
- ・ 高齢期の住み替えに対するニーズ



多様な「住まい」の普及
→ 高齢者が安心して暮らせるよう、介護が付いている住まいを適切に普及

○介護保険3施設利用者の重度者への重点化

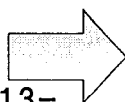
平成16年度
入所施設利用者全体に対する要介護4, 5の割合は59%



平成26年度
70%以上

○介護保険3施設の個室・ユニットケア化の推進

平成16年度
・ 3施設の個室割合は1.2%
・ 介護老人福祉施設（特養）の個室の割合は1.5%



平成26年度
・ 3施設の個室・ユニットケア割合 **50%以上**
・ 特養の個室・ユニットケア割合 **70%以上**

養護老人ホームの将来像

【養護老人ホーム】

